

【社外役員の独立性に関する基準】

当社の社外取締役が独立性を有しているとは判断されるには、当該社外取締役が以下のいずれの基準にも該当してはならないこととしています。

(1) 当社を主要な取引先とする者若しくはその業務執行者又は当社の主要な取引先若しくはその業務執行者（下記(2)に該当する者を除く。）

※ 「当社を主要な取引先とする者」とは、直近事業年度においてその者の年間連結売上高（これに準ずるものを含む。以下同じ。）の2%又は1億円のいずれか高い方の額以上の支払いを、当社から受けた者をいう。

※ 「当社の主要な取引先」とは、直近事業年度において当社の年間連結売上高の2%相当額以上の支払いを当社に行った者をいう（当社が借入れをしている金融機関については、当社の資金調達において必要不可欠であり代替性がない程度に依存している金融機関に限る。）。

(2) 当社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家又は法律専門家（当該財産を得ている者が法人、組合、事務所等の団体である場合は、当該団体に所属する者を含むものとする。）

※ 「多額の金銭その他の財産」とは、直近事業年度におけるその者の年間売上高（当該財産を得ている者が法人、組合、事務所等の団体である場合は当該団体の年間連結売上高）の10%又は1,000万円のいずれか高い方の額以上の金銭又は財産（役員報酬を除く。）をいう。

(3) 最近において(1)又は(2)に掲げる者に該当していた者。

※ 「最近において(1)又は(2)に掲げる者に該当していた」場合とは、実質的に現在(1)又は(2)に掲げる者と同視できるような場合をいい、当該独立役員を社外取締役として選任する株主総会の議案の内容が当社取締役会で決定された時点において、(1)又は(2)に掲げる者に該当していた場合をいう。

(4) 就任の前10年以内のいずれかの時において次の(a)又は(b)のいずれかに該当していた者

(a) 当社の親会社の業務執行者又は業務執行者でない取締役

(b) 当社の兄弟会社の業務執行者

(5) 次の(a)から(e)までのいずれかに掲げる者(重要でない者を除く。)の二親等内の近親者。

(a) 上記(1)から(4)までに掲げる者

(b) 当社の子会社の業務執行者

(c) 当社の親会社の業務執行者又は業務執行者でない取締役

(d) 当社の兄弟会社の業務執行者

(e) 最近において(b)又は当社の業務執行者に該当していた者

※ 「重要でない」に該当するか否かについては、会社法施行規則第74条第4項第7号ホ等に準じて判断され、具体的には、上記(1)の業務執行者については各会社・取引先の役員・部長クラスの者、上記(2)の所属する者については各監査法人に所属する公認会計士、各法律事務所に所属する弁護士(いわゆるアソシエイトを含む。)が「重要」な者に該当します。

※ 「近親者」とは、二親等内の親族をいいます。なお、離婚、離縁などによって親族関係が解消されている場合は、ここにおける近親者としては取り扱いません。

(6) 特定株主の利益を不当に主張するおそれがある者その他会社及び株主共同の利益に照らして実質的な利益相反が生じるおそれがある者